

「当座勘定規定」の一部改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおり、その取り組みの一環として、平成22年4月より各種預金規定、貸金庫規定等を改正し「暴力団排除条項」を導入しております。

また、預金口座の開設など各種取引のお申込みの際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し確約いただいております。

このたび、警察庁および金融庁の要請を受け、当座勘定取引の暴力団排除条項を実態に即して、より明確化するため、当座勘定規定を一部改正し、平成24年9月18日(火)から適用させていただきます。

なお、改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取り組みを積極的に行って参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

<対象規定>

規定名	改正箇所
一般当座勘定規定	第23条 (解約)
当座勘定規定(専用約束手形口用)	第20条 (解約)

<当座勘定規定の新旧対照表>

- ・ [一般当座勘定規定](#)
- ・ [当座勘定規定\(専用約束手形口用\)](#)